

過去問を解いてみよう！

2020/2/19

弁護士 松田 昌明

六甲法律事務所（兵庫県弁護士会）

Mail: rokkoh-mtd@triton.ocn.ne.jp

HP: <https://www.kobengoshi.com/>

Insta/Twitter ID: koben_mazda



第1 はじめに

1 自己紹介

2 合格するためには

- ◆ 不合格の2つの要因
 - ① 勉強量の不足
 - ② 苦手教科の存在
- ◆ 過去問から合格地点を知る ※ 答え合わせ自体に意味があるわけではない！
 - ① 合格答案を書くための問題文の読み方・解き方（出題趣旨）を知る
 - ② 合格に求められる能力を知り、普段の勉強に反映させる

第2 過去問を解くに当たって

1 形式面

- ◆ 配点割合の確認 → 時間配分 + 答案分量に反映
- ◆ 適切な時間管理：途中答案絶対×
- ◆ 適切な答案分量

2 内容面

- ◆ 設問で問われていることに答える（適切な項目立て）
- ◆ 法的三段論法：HPの「Legal Map」のレジュメ参照
- ◆ 関連条文・「文言」の適切な引用
- ◆ 常に理論的根拠の明示を意識（論理的飛躍をなくすこと）
 - 救済の必要性より、法的な許容性が大事

第3 H19 民法の検討-改正民法による-

1 問題文を読んでもみる

2 答案構成を考えてみる

3 【設問1】参考答案例

第1 課題 (a) Xの実体法上の法的構成について

1 請求の根拠 (=訴訟物)

Xは、200万円の返還請求の根拠として、解除に基づく原状回復請求権(5451)を主張すると考えられる。その解除原因として考えられるのは、催告による履行遅滞解除(541)、催告によらない定期行為解除(542 I ④)、契約不適合による解除(564・541)である。

他方、18万円の損害賠償請求の根拠として、履行遅滞による債務不履行に基づく損害賠償請求権(415 I) 契約不適合による債務不履行に基づく損害賠償請求権(564・415 I)を主張すると考えられる。

以下で、述べる。

2 売買契約解除による原状回復について

(1) 催告による履行遅滞解除(541)

ア 当該主張をするためには、①売買契約の締結(555)、②履行期の合意と経過(412 I)、③同時履行の抗弁不存在(533)、④催告・相当期間経過(541)、⑤解除の意思表示(540 I)が必要である。

イ そこで、Xからは次の主張が予想される。まず、①はYが売買契約の条件をしるした協議メモを平成17年9月28日にXに交付して申込みをしたのに対して、Xは10月1日にお金を振り込んで承諾しており(522)、甲を目的物とする売買契約(555)が成立している。次に、②は12月7日が履行期であり、経過している。また、③は12月7日に中間金200万円を準備し、履行の提供をした(あるいは甲の引渡しが先履行である)。そして、④⑤12月12日に、…持ってこなければお金は返してもらおうと催告と停止期限付き解除の意思表示をした。あるいは⑤については1月25日「それならもう結構だ」と言って解除の意思表示をした。

(2) 催告によらない定期行為解除(542 I ④)

ア 当該主張をするためには、上記(1)ア①③⑤に加え、②`「当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合」(相対的定期行為性)に当たることが必要である。

イ ②`について、当初の期日は12月7日でも、どんなに遅くとも2月末までと伝えており、当事者の意思表示により一定の期間内に履行しなければ、契約をした目的である有名な美術展で甲を展示する目的が達成できないとXが主張することが予想される。

(3) 契約不適合による解除(564・541)

ア 当該主張をするには、(1)ア①④⑤に加えて、②`「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」(562)に当たることが必要である。

イ そこで、Xとしては、②`につき、甲は1点ものの美術工芸品であり、扉の支持部分が折れた甲について、契約の内容に適合しない品質であると主張することが予想される。

3 損害賠償請求について

(1) 債務不履行に基づく損害賠償(415 I)

ア 当該主張をするには、(1)ア①~③に加えて、④損害の発生及びその額を主張する必要がある。そして、その損害の範囲としては、相当因果関係のある通常損害と予見可能性を基礎にして相当性が認められる特別損害を含むべきである。

イ Xとしては、次のように主張すると予想される。①保管用のアクリルケースの合意解約金8万円

は、特殊な甲を自宅で保管するために通常かかる相当なものであり、その合意解約金も相当額で通常損害に含まれる。また、②美術展への美術工芸品への賃料 10 万円についても、Y は美術展への出展をうすうすわかっていたはずであり、賃料は相当性のある特別損害に含まれる。

(2) 契約不適合に基づく損害賠償 (564・415 I)

当該主張をするには、2(3)ア①②`に加えて、上記 3(1)④損害の発生及びその数額に関する同様の主張が必要である。

第 2 課題 (b) Y が反論すべき内容について

1 契約解除による原状回復請求に対して

(1) 催告による解除に対して

12 月 12 日に、X が「どれだけ遅くとも来年 2 月末までに、傷を修理した甲を持ってこなければ支払済み 200 万円は返してもらい…」という言葉は、催告や停止期限付き解除の意思表示とは評価できない (否認)。むしろ、履行期延長の合意 (412 I) (抗弁) であり、履行遅滞は生じていない。

また、「結構だ」と言うこと言葉は解除の意思表示とは評価できない (否認)。

(2) 催告によらない定期行為解除に対して

どんなに遅くとも 2 月末までとは聞いたが、契約をした目的が有名な美術展で甲を展示する目的とは聞いておらず、相対的定期行為 (「当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合」) に当たる合意はない (否認)。

(1) 同様、「結構だ」と言うこと言葉は解除の意思表示とは評価できない。

(3) 契約不適合による解除に対して

契約不適合責任特有の反論は困難であり、(1) と同様、催告と解除の意思表示を争う。

2 損害賠償請求に対して

(1) 履行遅滞による債務不履行に基づく損害賠償に対して

1 (1) 同様、履行延長の合意を反論すべきである (抗弁)。

また、債務不履行につき、Y には帰責事由 (415 I) がないと反論すべきである (抗弁)。すなわち、帰責事由は、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」判断されるが、本件では Y は独立的補助者として、外国の美術工芸品の輸送に船便輸送について X の許諾を得た上で B 運送業者へ依頼しており、クジラが輸送船にぶつかるというこれまでに経験のない事故によって破損したものであり、B としても Y としても不可抗力と言うべきであると反論する。

また、損害に関して、まず X の請求する損害が①は信頼利益、②は履行利益であり、両者は理論上両立するものでなく、いずれも請求することは許されない (解釈争う)。その上で、②についても特別損害であり、趣味としての収集も十分にありえ、出展は予見できない (否認)。加えて、予備的に、事情の説明不足による損害軽減義務違反による過失相殺 (418) を主張すべきである (抗弁)。

(2) 契約不適合による債務不履行に基づく損害賠償に対して

2 (1) 同様、Y に帰責事由がないことと信頼利益と履行利益の非両立性、予備的な過失相殺を主張すべきである。

4 「出題の趣旨」「ヒアリング」法務省 HP より引用（下線を加筆、墨塗りは改正により変更）

平成19年度民法出題の趣旨

本問は、売買契約締結後・引渡し前にその目的物（特定物）に瑕疵が生じた場面において、民法上の様々な法的構成と争点、民事訴訟における訴訟行為をめぐる諸問題についての基本的な理解を問う総合問題である。本問は、比較的長文の事実及び当事者の主張から法的な問題点を発見する能力、当事者の望むところを的確に法的に構成する能力、そうした法的構成にとって意味のある事実を過不足なく拾い出す能力、相手方の主張の問題点や中心的な争点を明らかにする能力、具体的な事実即して抽象的な法原則や法制度を正確に理解し法規定を解釈・適用する能力などを多面的に問うている。これらに加えて、論じるべきことを論理的かつ明快に構成した文章で表現する能力が備わっているかについても評価の対象としている。

新司法試験考査委員（民事系科目）に対するヒアリング概要

本問では、比較的長文の事実及び当事者の主張から法的な問題点を発見する能力が、まず第一に求められる。そして、当事者の望むところを的確に法的に構成する能力、それと不可分であるそうした法的構成にとって意味のある事実を過不足なく拾い出す能力、それから相手方の主張の問題点、中心的な争点を明らかにする能力、具体的な事実即して抽象的な法原則を正確に理解して法規定を解釈適用する能力などを多面的に問うものである。さらに、これに加えて、論じるべきことを論理的かつ明快に構成した文章で表現する能力が備わっているかについても評価の対象としている。これが全体の趣旨である。

設問1は、課題（a）として、買主Xが支払済みの代金200万円の返還と18万円の損害賠償を請求するために、どのような法的構成で主張してくるかを検討するように求めている。代金返還を主張する法的構成には、いろいろなものが考えられるが、中心となるのは、履行遅滞を理由とする解除である。そのほか、解除原因として、定期行為の履行遅滞、更にこれは法的構成によるが、瑕疵担保責任も考えられる。損害賠償については、一般の債務不履行に基づく損害賠償と瑕疵担保を理由とする損害賠償が考えられる。

このうち解除に関しては、解除の対象となる売買契約の締結、解除権を発生させる要件、それから解除権の行使について、他方、損害賠償に関しては、損害の発生的事实とその数額について、【弁護士間で確認された事実】から過不足なく事実を指摘して、主張を構成するように求めている。

今度は、Yの側からの反論を考えるように求める課題（b）の方では、解除の主張に対して、本件契約が実は定期行為ではないのではないかとことや、瑕疵担保の規定は制度趣旨からすると、本件には適用されないのではないかと、仮に適用されても契約目的不達成という要件が満たされないのではないかと、という問題点がある。

いろいろ列挙したが、12月7日に目的物を持ってきて提供しているわけだが、これが適法な提供であれば、そもそも履行遅滞がないのではないかと、仮にそうではないとしても、その後のやり取りによって、履行期の延期の合意が成立したのではないかと、あるいは、それがなくても、修理して持って行っていけば、相当期間内の履行になっているので履行遅滞自体が成り立たないのではないかと、仮に履行遅滞が成り立つとしても、本件の運送人は本当に履行補助者なのか、履行補助者ではなく、独立性があるのではないかと、そうだとすると、仮に、履行補充者であるとしても選任監督上の過失はないということでは争えないかと、あるいは、不可抗力によって運送人自身が免責されるために、それを使用している債務者も免責されるのではないかと。さらに、本件では、そもそも解除の意思表示が明確になされていないのではないかなど、反論としてたくさんのポイントを考えることができる。

なお、本問では、解除権の行使について、権利濫用であるとか信義則違反であるといった反論を書いた者がいる。こういった反論も成り立つわけであるし、採点する委員としては、そういう答案を全く評価しないわけではないが、やはり、一般条項に頼る前に、今挙げたような検討すべきことは少なくないと感じている。

それから、損害賠償に関しては、特別事情を債務者において予見できなかったために賠償すべき範囲に入らないのではないかと、あるいは、アクリルケースの契約の合意解除にかかる費用の損害賠償も請求しているが、これは契約の清算を前提としているので、逆に契約の履行を前提とする得べかりし賃料の請求とは、論理的に同時に成り立たないのではないかと、あるいは、債権者自身にも説明不足などの対応のまずさがあり、損害軽減義務違反があって、損害賠償が認められるとしても、過失相殺によって全額ではないのではないかと、などの反論が考えられる。

設問1では、ここに挙げたような反論を、Xの主張と対比させつつ、やはり事実を的確に指摘して、説得力をもって論じるということを求めているわけである。

以上が出題の趣旨と解答に求めていることである。

続いて、採点した感想について述べる。採点実感については、各委員にメモを出してもらい、それに私自身の意見も少し加えて統合した形で述べたいと思う。

まず、出題の意図に即した答案の存否及び多寡についてである。設問1は、出題の意図におおむね沿う答案が過半を占めたと思う。しかしながら、全体として見ると、後で詳しく述べるが、設問2の出来が極めて悪くて、設問3も時間不足なのか、浅くて短い答案が少なくなかった。受験生の実力を適切に反映した採点という意味では、おおむね達成できているものと思われるが、大問全体を通して十分な水準だと評価できる答案がどれくらいあるかと言われると、やはり、必ずしも多くはない。合格すべき水準に達していない答案の割合が過半数を上回っており、実務修習を受けるに至る能力を備えていないような合格者が多数出てしまうのではないかと、こういう厳しい意見も複数あった。

次に、出題時に予定していた解答水準と実際の解答水準との差異についてであるが、これは具体的な問題となるので、設問1の民法の部分に絞って述べる。主要な論点の中では、瑕疵担保解除、契約の締結の時点がいつかということについて正しく指摘できていない者が結構多数あった。逆に、定期行為解除、履行遅滞解除については、これに気付かないというのはほとんどないので、抽象論の部分では、まずまずの答案が多かったわけであるが、具体的な事実を適切に指摘して、Yの側からの反論として構成できるかというところで力の差が大きく開いている。

例を挙げると、履行期の延期の合意、あるいは相当期間の未経過、あるいは解除の意思表示が実際になされたか否かなどの議論というのが、やはり事実のところをうまくつかめないと議論ができない。

それから、意外に思ったのが、損害賠償について、問題文でX側の主張として述べているのに、触れていない者が少なくなく、論じている者も極めて簡略ないし粗雑な論述にとどまるものがほとんどで、この点を丁寧に述べている答案が少なかったと思われる。

その次に、出題の意図と実際の解答に差異がある場合の原因として考えられることについて、二・三点述べる。

まず、事実の分析あるいは当てはめの点が極めて弱いということである。問題文中に意図的に多くのヒントを散りばめてあるわけだが、それにもかかわらず読み取れていない。それが、期待する答案を書けていない大きな原因と考えられる。長い問題文を丁寧に読むという出発点において、まだ十分な力がついていない者が多いと思う。それから、設問1は、要件事実そのものを問うているのではないが、要件事実を意識していれば、必要不可欠な事実の拾い出しは、実は容易だったはずである。法科大学院では要件事実の基礎的教育が行われるべきものとなっているが、その点、やはり十分できていないように思われる。今回の問題は、要件事実そのものを問うているものではないが、要件事実の的確な整理や分析を行っている答案には、プラスアルファとして高い評価を与えることとした。しかし、残念ながらそのような答案が非常に少なかった。これが原因の一端となって、読み取りと当てはめの力が足りないように思われたのである。

次に、複数の法的構成が考えられる場合に、論点の列挙にとどまり、相互の異同や関連性について、きちんとした理解ができていない答案が少ないと感じる。これは、受験生が個人個人の頭の中で得た知識が十分ネットワーク化・体系化できていないということであり、従来から指摘されている論点主義的で、論点がばらばらに浮かんでいる浅薄な理解がまだまだ少なくないと思われる。

それから答案全体のバランスの悪さが指摘できる。先ほど損害賠償の議論が欠けていると指摘したが、解除の成否という中心的論点に目を奪われ、求められている損害賠償の論述が一切欠けているか不十分であることも、恐らくこれらの両方の欠点、すなわち、読み取りと当てはめの不足、および、大きな論点を見付けるとほかの論点を見失ってしまう、ということが原因ではないかと思う。

なお、文書が箇条書きのようにぶつ切りで、論理に脈絡のないものもあり、また、誤字が非常に多かったり、極めて読みにくい略字を使ったり、あるいは走り書きになっている答案もあった。およそ他人に読んでもらう文章を書くという試験以前の常識に欠けている答案が少なくないと感じており、このことは非常に大きな問題である。

・・・

令和元年 司法試験 民法 採点実感より抜粋

○採点方針

採点は、従来と同様、受験者の能力を多面的に測ることを目標とした。具体的には、民法上の問題についての基礎的な理解を確認し、その応用を的確に行うことができるかどうかを問うこととし、当事者間の利害関係を法的な観点から分析し構成する能力、様々な法的主張の意義及び法律問題相互の関係を正確に理解し、それに即して論旨を展開する能力などを試そうとするものである。

その際、単に知識を確認することとどまらず、掘り下げた考察をしてそれを明確に表現する能力、論理的に一貫した考察を行う能力、及び具体的事実を注意深く分析し、法的な観点から適切に評価する能力を確かめることとした。これらを実現するために、一つの設問に複数の採点項目を設け、採点項目ごとに、必要な考察が行われているかどうか、その考察がどの程度適切なものかに応じて点を与えることとしたことも、従来と異なる。

さらに、複数の論点に表面的に言及する答案よりも、特に深い考察が求められている問題点について緻密な検討をし、それらの問題点の相互関係を意を払う答案が、優れた法的思考能力を示していると考えられることが多い。そのため、採点項目ごとの評価に加えて、答案を全体として評価し、論述の緻密さの程度や構成の適切さの程度に応じても点を与えることとした。これらにより、ある設問について法的思考能力の高さが示されている答案には、別の設問について必要な検討の一部がなく、そのことにより知識や理解が一部不足することがうかがわれるときでも、そのことから直ちに答案の全体が低い評価を受けることにならないようにした。また、反対に、論理的に矛盾する論述や構成をするなど、法的思考能力に問題があることがうかがわれる答案は、低く評価することとした。また、全体として適切な得点分布が実現されるよう努めた。以上の点も、従来と同様である。

○全体を通じ補足的に指摘しておくべき事項

本年の問題も、昨年に引き続き、どのような法規範(判例により形成される規範を含む。)の適用を問題とすべきかという大きな検討課題の把握は比較的容易であり、実際にも、これを大きくは外さない答案が少なくなかった。それでも答案間で評価に差が付くのは、分析の深度や精度、更には論理的な展開力などによるところが大きいと感じられることも、昨年と同様である。

すなわち、本年の各設問にも現れているように、ある一つの事案を解決するに当たっては、複数の制度や判例等にまたがった分析が必要となるが、当然ながら、そのためには、個々の制度等についての理解が必要であり、更には、制度相互間の体系的な理解が必要になる。その上で、これを一つの分析結果にまとめ上げるためには、その理解している内容を、示された事実関係を踏まえて論理的に展開していくことが重要である。

このような法律の体系的な理解とこれに基づく実践的な論理展開能力の重要性は例年指摘しているところであり、引き続き留意をしていただきたい。その上で、本年の答案を見て特に感じられたことについて、幾つか指摘しておくたい。

第1に、特定の法律効果の発生の有無を検討することが求められているのに、その法律要件が全て満たされているかどうかを検討せず、自己が主要な論点と考える部分のみを論ずるものが散見されたことである。…法律効果を発生させるためには法律要件が満たされていなければならないという当然の基本的原則を常に銘記する必要がある。

第2に、個別の設問に関しても指摘したが、結論の妥当性に留意しないものが散見されたことである。法律実務家にとって重要な結論の「スワリ」についても意識して検討することが求められる。

第3に、毎年のように指摘をしているにもかかわらず、本年も、文字が乱雑であったり、小さすぎたり、あるいは線が細すぎたりして、判読が困難なものが一定数存在したことである。特に、十分な答案構成をせずに書き始め、後から既述部分に多数の挿入をする答案は、必然的に文字が小さくなり、その判読が困難になる。これらの点についても、引き続き改善を望みたい。

○法科大学院における今後の学習において望まれる事項

本年においては、設問の文字数を減らして受験者の事務処理の負担を軽減しつつ、財産法の分野における基本的知識・理解を横断的に問う問題が出題された。条文や判例に関する基本的な知識を踏まえ、問題文を注意深く読んだ上で、【事実】に顕れた事情を分析して設問の趣旨を適切に捉え、筋道を立てて論旨を展開すれば、相当程度の水準の解答ができるはずである。しかし、特に設問3については、設問の文字数がより多かった年と同じように、時間切れで論述が不十分に終わった答案が相当数あった。このことは、答案作成のための事務量の多寡にかかわらず、多くの受験生が、短時間で自己の見解を適切に文章化するために必要な基本的知識・理解を身に付けていないことを示唆している。引き続き、法的知識の体得に努めていただきたい。

また、本年も、昨年同様、判例を参考にすることで深い検討を行うことができる問題が出題されているが、法律実務における判例の理解・検討の重要性を再認識していただきたい(判例の採った論理や結論を墨守することを推奨してはいないが、判例と異なる見解を採るのであれば、判例を正確に指摘して批判することが必須である。)。例年指摘されているところであるが、判例を検討する際には、その前提となっている事実関係を基に、その価値判断や論理構造に注意を払いながらより具体的に検討することが重要であり、かつ、様々なケースを想定して判例の射程を考えることで、判例の内容をよりの確に捉えることができるものである。このような作業を行うことで、個々の制度についての理解が深まるだけでなく、制度相互間の体系的な理解が定着することに改めて留意していただきたい。

5 もし要件事実に整理してみると…

200万円返還請求

1、催告による解除に基づく原状回復請求 (541、545 I)

- Kg** ①契約締結＝申込・承諾 (522 I) ②履行期の合意＋経過 (412 I)
③同時履行の抗弁 (533) の不存在 ④催告 (⑤相当期間の経過)
⑥解除の意思表示 (540 I)
→①平成 17 年 9 月 28 日 Y 契約の申し込み・10 月 1 日内金振込みにより承諾
＝売買契約 (555) 成立
②12 月 7 日甲を X 宅へ届ける
③12 月 7 日、中間金 200 万円履行の提供 (or 先履行?)
④⑤⑥12 月 12 日、催告＋停止条件 (=期限) 付契約解除の意思表示
or+⑥1 月 25 日「それならもう結構だ」
⇔ Y⑥を否認：交渉してきたが、解除するとは一度も明言されていない → △

E (1、弁済の提供 (492)?) → ×

- ① 特定物の現状による引渡し (483)
＝「契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないとき」
→甲は伝統的な祭祀具に独自の工夫、大きさ・装飾・塗り等も 1 つ 1 つ異なり、一点物の美術工芸品であり、品質の定めはできないときにあたる? →現状で引き渡せば足りる?

2、履行期延期の合意 (412 参照) → △

→1 月 25 日「それならもう結構だ」の解釈

×帰責性の不存在

→改正民法では、解除は契約違反への罰ではなく、契約の拘束力からの離脱手段と位置付け、
帰責事由は不要となった!!

~~→履行代行者 B の使用について承諾しており、選任監督についての過失のみ責任を負うところ、過失はなかった、不可抗力によるものである~~

CF. 軽微性の抗弁 (541 ただし書き)

→「契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」

2、催告によらない解除 (定期行為の履行遅滞解除) に基づく原状回復請求 (542 I ④、545 I)

- Kg** ①契約の締結
②①につき「…当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ、契約をした目的を達することができない場合」(相対的定期行為)
(「契約の性質」＝絶対的定期行為：クリスマスケーキ)
(③上記期間の経過)
④解除の意思表示
→②期日は 1 2 月 7 日、どんなに遅くとも 2 月末までと伝えており、当事者の意思表示により一定の期間内に履行しなければ、契約をした目的である有名な美術展で甲を展示する目的が達成できない
(※「展示会に出展する作品であり、2 月末までに履行しなければ出展できないという契約の性質であった」とまで言うのは難しいだろう!)
④1 月 25 日に 3 月 5 日になると言われ、「それなら結構」
⇔ Y②④否認：契約内容としての定期行為性の否定：出展するなんて初耳だ! → ○

E (1、弁済の提供?) → ×

×帰責性の不存在

3、契約不適合による解除 (564→541) に基づく原状回復請求 (545 I)

- Kg** ①契約の締結 ②「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」(562)
③催告・相当期間の経過 ④解除の意思表示
→②扉の可動部分の根元に亀裂と塗りの剥離があって、扉の支持部分が折れた
＝扉の支持部分が折れた甲について、契約の内容に適合しない品質
⇔ Y 否認?
④平成 18 年 1 月 25 日、「それなら結構だ」
⇔ Y 否認：交渉してきて、解除すると明言されていない → △

~~E 契約目的達成可能~~

CF. 軽微性の抗弁 (541 ただし書き)

→「契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき」

18万円損害賠償請求

1、履行遅滞による債務不履行に基づく損害賠償請求（415条・416条）

- kg ①契約の締結 ②履行期の合意+経過 ③同時履行の抗弁の不存在
④損害の発生・数額

→④416I 相当因果関係の通常損害 ・ II 予見可能性の特別損害

①保管するアクリルケースの合意解約金8万円

→特殊な甲を自宅で保管するためのものであり、合意解約金も相当額で通常損害

②美術展への美術工芸品への賃料10万円

→美術展への出展を知っており、賃料は相当性のある特別損害

⇔ Y: 信頼利益8万円 or 履行利益10万円 両立しない

①特注のケースも通常損害ではなく、予見すべき事情もない

②美術展への出展は聞いていないし、予見すべき時事情もない

目 1、弁済の提供? → ×

2、Yに帰責事由なし → △

=「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるもの」

従属的補助者 or 独立的補助者

→独立的補助者: 外国の美術工芸品の輸送、船便輸送の許諾、B運送業者への依頼、クジラが輸送船にぶつかるというこれまでに経験のない事故の可能性

→帰責事由なし?

※ 帰責事由≠ 過失 旧105条(使用許諾→補助者の選任・監督のみ責任)削除

→「履行代行者Bの使用について承諾しており、選任監督についての過失のみ責任を負うところ、過失はなかった」という主張は×

3、履行期延期の合意

4、過失相殺(418)

→損害軽減義務違反: 説明不足

2、契約不適合(564→541)による債務不履行に基づく損害賠償請求(545I)

- kg ①契約の締結 ②「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」(562)
③損害の発生・数額(=履行利益の賠償)

→②扉の支持部分が折れてしまったのは、品質に関して契約の内容に適合しない

⇔ Y否認: 「隠れた」といえない

④416I 相当因果関係の通常損害 ・ II 予見可能性の特別損害

①保管するアクリルケースの合意解約金8万円

→特殊な甲を自宅で保管するためのものであり、合意解約金も相当額で通常損害

②美術展への美術工芸品への賃料10万円

→美術展への出展を知っており、賃料は相当性のある特別損害

⇔ Y: 信頼利益8万円 or 履行利益10万円 両立しない

特注のケースも通常損害ではなく、予見すべき事情もない

美術展への出展は聞いていないし、予見すべき時事情もない

目 1、Yに帰責事由なし → △

=「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるもの」

従属的補助者 or 独立的補助者

→独立的補助者: 外国の美術工芸品の輸送、船便輸送の許諾、B運送業者への依頼、クジラが輸送船にぶつかるというこれまでに経験のない事故の可能性

→帰責事由なし?

2、過失相殺(418)

→損害軽減義務違反: 説明不足

以上